

今回は、年次休暇の繰越しに関し
その使用の一部が改正されたので、
その趣旨について説明します。

改正のための通知文である「年次休暇の繰越し使用についての一部改正について」は、平成四年八月二十八日付け四教総第四一五号をもつて発せられたところです。

この改正は、育児休業に係る制度が改められたことに伴い、年次休暇の繰越し使用について改善を図るためのものです。

つき育児休業等の承認を受ける場合の手続き等についての取り扱いを定めた取扱要綱の制定により実施されているところです。

年次休暇の繰越し 使用の改正について

= 育児休業制度の改善に伴い =

について、その取り扱いの全体的かつ基本的事項は、「育児休業等に係る承認申請手続等の取扱要綱」をもつて定め、その他関係事項ごとに取扱要綱を制定し、平成四年三月二十三日付け四教総第一二〇号「教職員の育児休業等の承認手続き等について

このことは、旧法においては、その目的を「女子の教職員及び……看護婦、保母等の職務の特殊性にかんがみ、……継続的な勤務を促進し施設等の業務の円滑な実施を確保する」と規定していたのに対し、新法では、「子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、もつて職員の福

従いまして、今回の年次休暇の繰越し使用についての改正は、このような新法における趣旨を体し、育児休業により、職員に不利益が生じないようにするため、暦年における全勤務日から当該育児休業の日数を除くこととしたものです。

なお、これの適用は、平成四年四月一日に遡ります。また、旧法（育児休務も含む）に係る経過措置も同様の適用を受けることになります。

祉を増進するとともに、地方公共団体の行政の円滑な運営に資する」と、その目的を規定していることからも、その違いは、歴然としていることがわかります。

いわば、新法における育児休業制度は、男女の職員の福祉の増進を図るため、「育児休業を男女労働者の権利として保障」するものとして捉えるものであるとともに、地方公共団体の行政の円滑な運営に資するための制度として捉えるべきものと言わなければならないのです。

A black and white line drawing of a woman with short hair, smiling and holding a baby in her arms. The baby is also smiling.